



環 政 第 636 号
令和6年8月15日

ベルジャヤ沖縄ディベロップメント株式会社
代表取締役 陳 酏仰 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書(事後調査3年目)に対する
環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第37条第1項の規定に基づき、令和6年6月4日付けで送付のあったみだしの事後調査報告書について、同条例第39条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について必要な措置を講ずるよう求めます。



環 政 第 636 号
令和6年8月15日

オポチュニティ 24 特定目的会社
取締役 高山 知也 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書(事後調査3年目)に対する
環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第37条第1項の規定に基づき、令和6年6月4日付けで送付のあったみだしの事後調査報告書について、同条例第39条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について必要な措置を講ずるよう求めます。

恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書(事後調査3年目)に対する 環境保全措置要求

環境影響評価制度は、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らが環境影響について調査、予測及び評価を行い、その方法及び効果について公表し、住民や知事、関係市町村長等から意見を聴き、それらを踏まえ、環境保全の観点から、より良い事業計画を作成していくことを目的としている。

本事業における1工区の造成計画及び施設計画は、「恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価書」(以下「評価書」という。)時点で示されたものから変更されており、また、2工区以降の計画については現時点で未定となっている。

沖縄県環境影響評価条例(平成12年12月27日沖縄県条例第77号)第33条において、「事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようしなければならない。」と規定されており、事業者においては、同規定に基づき事業を実施する必要がある。

については、下記に掲げる事項につき、環境保全措置を講じるとともに、適切に事後調査を実施すること。

記

1 騒音について

(1) 恩納小学校脇の村道について

本事業における1工区の造成計画及び施設計画は、評価書時点で示された計画から変更しており、2工区以降の計画の実施については現時点で未定としていることから、1工区のみを供用する場合の恩納小学校脇の村道における道路交通騒音の影響について再予測及び評価を実施し、評価書において超過するとしていた学校環境衛生基準を超過しないとしている。また、貴社からは、1工区供用後は評価書でサブルートとした万座毛側ルートを中心にメインルートとして使用し、施設へのアクセスルートとして恩納小学校脇の村道の通行は想定していないとの説明があった。これらの理由により、評価書では恩納小学校脇の村道に排水性舗装(低騒音舗装)を敷設するとしていた環境保全措置を実施しないとしている。

については、2工区以降の計画が具体化した際には供用後の恩納小学校脇の村道における道路交通騒音の影響について改めて予測及び評価を実施し、評価書に記載している排水性舗装(低騒音舗装)を敷設する等の必要な環境保全措置を実施すること。

(2) 資機材運搬車両の走行による道路交通騒音について

工事中の資機材運搬車両の走行による道路交通騒音について、事後調査1年目は土砂搬入がなかったこと、事後調査2年目及び3年目は工事の施工が無かったことを理由に事後調査が実施されていない。

については、建築施設工事が実施される事後調査4年目は資機材の運搬が生じることから、騒音のピークを捉えた時期での調査の実施、使用する全てのルートに調査地点を設ける等、適切に事後調査を実施すること。また、恩納小学校脇の村道については、評価書時には一部の時間帯において学校環境衛生基準を超過すると評価されていることから、可能な限り資機材運搬車両の通行ルートを万座毛側からのルートを使用する等の環境保全措置を講じること。

2 陸域植物について

(1) 移植個体の生育状況及び生育環境の状況について

イソノギクについて、事後調査の結果、移植した18個体のうち、4個体が枯死、14個体が不明と評価しており、生存率は0%となっている。枯死等した原因として、人による踏みつけ等があったとしている。

については、移植した重要な植物種及び今後移植を行う重要な植物種について、イソノギクの枯死等の要因の検討結果を踏まえて、適切な環境保全措置を講じること。

また、今後実施される建築施設工事に伴い消失するイソノギクが確認された場合は移植等を実施すること。なお、移植を実施する際には、複数個体があって、自然更新で育つような場所に移植すること。

(2) 対象事業実施区域周辺の重要な植物種の生育状況及び新たに出現した林縁部の状況について

事後調査の結果、工事を要因とする影響は確認されなかったことを理由に防風・遮光・防じんのためのネットの設置及び撤去について検討するとともに、対象事業実施区域周辺の重要な植物種の生育状況及び新たに出現した林縁部の状況に係る追跡調査の頻度を削減している。

については、防風・遮光・防じんのためのネットを撤去する場合、必要に応じて専門家等へ意見を聴取するとともに、撤去するに至った検討過程を次年度以降の事後調査報告書に記載すること。

また、個体の損傷や生育状況の悪化等これらの生育状況に影響があると判断された場合は、追加の環境保全措置を適切に実施するとともに、調査頻度を増やすこと。

3 陸域動物について

陸域動物の環境保全措置である「進入防止柵や防風・遮光・防じんネット設置」について、異常が確認されているにもかかわらず、必要な措置が取られていない場合が多く、設置した進入防止柵周辺の事業実施区域内において移動対象種であるオカヤドカリ類が複数回確認されている。

については、進入防止柵や防風・遮光・防じんネットの破損等の異常が確認された際には速やかに修繕等するとともに、事業実施区域内のオカヤドカリ類等の重要な動物種は事業実施区域外へ移動する等の適切な環境保全措置を実施すること。

4 景観について

事業の1工区の施設計画について、評価書時点で計画の無かった高さ40mのコンドミニアム2棟を建設する計画となったことから、計画変更に伴う景観への影響について再予測及び評価を実施しているが、評価書において選定した眺望点を網羅したものとはなっていない。

については、評価書において選定した眺望点について改めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討し、実施すること。

以上